

本試験を受験された皆様、お疲れ様でした！頑張られましたね！

検証会（法令科目（基礎知識の諸法令を含む））

- 1 貴重なお時間を割いて本検証会をご覧下さり、誠に有難うございます。いろいろなお立場で視聴されていると思います。私としては、主に「藤井予備校の教材（新・合格講座の基本（インプット）テキスト、記述式、得点力アップ）をご利用になった方に、本試験の現場で学習の成果が発揮されたかどうかを検証してみたい」という思いでお伝えします。
- 2 今年度も、昨年度同様、検証会の中で、恥ずかしながら、私が問題を解いた時の「つぶやき」を掲げます。その際、画面上、可能な限り当該問題に関連する事項が記載されている基本テキスト等の箇所もお示しします。また、関連過去問もお示しします。
- 3 なお、昨年度の検証会でも申し上げたことなのですが、原則的な戦略は、文章理解から始めてウォーミングアップをして、かつ、基礎法学で心が折れないようにすること！

基礎法学

問題 1 < 3 > 所感【易】（☞藤井の主観。以下同じ）

空欄ア・イ 敢えて言えば民法の知識がベースかな。

空欄ウ・エ 国語的な問題だな…。

問題 2 < 4 > 所感【難】 うわっ裁判員制度か。裁判員法か…。[近時 2021-41(多肢憲法)]

肢 1 ? そのとおりかな…。

肢 2 これもそうかな…。

肢 3 これもそうかな…。

肢 4 ? 「裁判官の意見を聞いた上で」って、裁判員だけで結論を出すってこと？ん？※日弁連HP「裁判員制度とは？」を参照。

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/saibanin/about.html>

肢 5 ? そのとおりかな…。そうだろうな…。

憲法

問題 3 < 4 > 所感【普】 人権（法の下での平等）。見たことある判例が多いな。

本試験を受験された皆様、お疲れ様でした！頑張られましたね！

- 肢 1 尊属殺。「社会的身分による差別」？そういう理由？
- 肢 2 ？税金の話？何かあったような…。
- 肢 3 お、再婚禁止期間の話。[近時 2019-4-4]
- 肢 4 お、例の非嫡出子の話。これでしょ。[近時 2019-4-1, 2024-41]
- 肢 5 ？堀木訴訟…？この辺りの知識を総動員して対処するしかないな。
[近時 2018-4]

問題 4 < 5 > 所感【普～難】人権（表現の自由）。これも見たことある判例が多いな。

- 肢 1 博多駅じゃん。
- 肢 2 外務省秘密漏洩…（西山記者）じゃん。[近時 2022-3-4]
- 肢 3 ？こういう話、見たことあるような…。
- 肢 4 法廷メモ採取（レペタ）じゃん。[近時 2022-7-4]
- 肢 5 う～ん…、見たことあるような…。→消去法で残る感じ。

問題 5 < 5 > 所感【易～普】統治。会期の話か。最新判例だぞ…。

空欄ア 「会期」制っしょ。→肢 1、3、5。

空欄イ・ウ 特別会か臨時会か…。いったん保留。2 回目のイで「臨時」
会だって分かった！→肢 5 しかない！[近時 2022-6-3 参]

空欄エ ？

問題 6 < 5 > 所感【易～普】統治。内閣総理大臣単品の問題か…。

- 肢 1 どうだっけ…？
- 肢 2 「衆議院議員の中から」じゃないやろ（憲 67 I）。
- 肢 3 …？
- 肢 4 国会議員の不逮捕特権との引っ掛けだ！（憲 50、75）
- 肢 5 そのとおり（憲 74）。条文どおりじゃん。[近時 2024-7-2 参]

問題 7 < 4 > 所感【難】統治。法の形式？

- 肢 1 皇室典範は皇室会議が定める規則？
- 肢 2 議院（ハウス）の定足数や非公開（秘密）の話は規則じゃなくて「憲法」じゃないの？
- 肢 3 政令についてのみ？あれ行政法（行政立法）でも出てきたような…。
- 肢 4 そうだよな、そうだったよね（…となれば本肢を選べるが…）。
- 肢 5 会計検査院？分からんな…。

行政法

問題 8 < 2 > 所感【普～難】行政法総論（行政行為（処分））か。

肢 1 「授益的処分」が瑕疵なく成立。撤回。根拠…「限られる」か…。

[近時 2020-9-4] ※撤回関係は頻出！

肢 2 「重大かつ明白」ね。当然無効（公定力が認められない）ということね。その判断の仕方ね。外形上…だったよね。[近時 2020-9-1, 2016-43 参, 2024-8-5 参]

肢 3 「一定の争訟手続」？行政行為の効力（不可変更力）の話かな…。

肢 4 「授益的処分」が既になされている場合の職権取消しの話か…。

肢 5 瑕疵の治癒の話か…。治癒されるでしょ。[近時 2020-9-1, 2017-12-4 参, 2023-8-才参]

問題 9 < 1 > 所感【易】行政法総論（行政罰）か…。

肢ア 「過料」「非訟事件手続法」か…。秩序罰の話か…。[近時 2019-8-4, 2021-42-エ, 2016-44 参, 2017-10-5 参]

肢イ 「課徴金」か…。何かあったよな…。

肢ウ 「重加算税」か…。イもそうだけど、いわゆるスタンダードな行政上の義務履行確保の話じゃないものが出てるね…。[近時 2017-10-3 参] ※二重処罰

肢エ また秩序罰の「過料」か…。刑事罰としての罰金との「併科」？。問題なかったような…。

問題 10 < 1 > 所感【普～難】行政法総論（附款）か…。

肢 1 「法令の根拠」？「裁量の範囲内」？う～ん…。

肢 2 「撤回権の留保」？あったな。撤回に「法令の根拠」必要？

肢 3 「負担を課す附款に違反」か…。本質的部分ちゃうしな…。

肢 4 いや、期限やろ。

肢 5 附款は「作為義務」だけ「不作為義務」はダメ？う～ん…。

問題 11 < 1 > 所感【易～普】ココから行手。「弁明」か…。

肢 1 できるっしょ。※聴聞手続の準用の有無 [近時 2020-12-1]

肢 2 どうだったけ…。※聴聞手続の準用の有無 [近時 2020-12-5]

肢 3 どうだったけ…。2 と同旨？※聴聞手続の準用の有無

肢 4 どうだったけ…。※聴聞手続の準用の有無

肢 5 何だこれは？

問題 12 < 4 > 所感【普】個人情報保護法？？え？いや、「勧告」（行政

本試験を受験された皆様、お疲れ様でした！頑張られましたね！

指導) ってあるから行手かな…。それならホッとした。

肢ア 「勧告」が「弁明…の通知」??は?

肢イ 確かそうだよな…。[近時 2023-11-4]

肢ウ 「中止等の求め」ね。去年(2024年)も出たし、よく出るね。でも、何の中止を求めるの?[近時 2015-42, 2016-11-3, 2018-12-4, 2019-11-1, 2021-44, 2024-12-ウ]

肢エ この「命令」って、「その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること」だよな。これって不利益処分やんね。

問題 13<2> 所感【易～普】 行手。申請に対する処分ね。

肢1 「拒否処分」における「理由の提示」か…。それは「申請者の求めがあった場合に限られる」のかどうか…。[近時 2017-12-1, 2019-13-エ, 2021-12-2]

肢2 「処分の時期の見通しを示す」か…。よくある「法的義務か、努力義務か」だ！去年(2024年)もこういう問題が出てたな…。[近時 2016-13-3, 2022-11-4 参]

肢3 「処分基準を定める」のは努力義務。cf. 審査基準 [近時 2016-12-3, 2018-11-1, 2019-13-ウ, 2023-13-ウ, 2024-13-5]

肢4 「拒否処分」≠「不利益処分」！[近時 2020-12-2, 2022-12-1]

肢5 これもよく出る行手7の話じゃん。[近時 2016-13-1, 2020-13-イ, 2022-11-2]

問題 14<1> 所感【易】 ココから行審。これも例年どおり。当事者とか代理人とかその辺りというのは、去年(2024年)と同じような…。

肢1 OKじゃん、いいじゃん。[近時 2024-14-5]

肢2 「審査庁は…選任を命じることができる」?ん?でも、取下げは特別授權事項やんね。[近時 2018-15-ア]

肢3 「審理員の名簿」?「公にする必要」?あったっけ…。

肢4 「複数人が共同」ってできるよね、確か。[近時 2024-14-3]

肢5 「不作為」でしょ。限られるよね。[近時 2018-14-1, 2023-14-1]

問題 15<3> 所感【易～普】 行審。お、再調査の請求か。[近時 2021-15]

(ア) 「当然に」?いや、定めが必要ではないか?[近時 2022-14-1]

(イ) これは、そうだよな。

(ウ) ん?どうだったっけ?

(エ) 「棄却されたとみなされる」?そんな話あったっけ?。

本試験を受験された皆様、お疲れ様でした！頑張られましたね！

問題 16< 5 > 所感【易】行審の教示か…。[近時 2022-16]

- 肢 1 「利害関係人」か。「…必要はない」とまで言い切って良いの？
- 肢 2 「処分を書面でする場合」に「口頭の教示」？
- 肢 3 「利害関係人」か。「書面…求められた場合でも口頭で」？
- 肢 4 「誤った行政庁が教示された場合」か。「改めて教示」？「返送」
？やり直し？

肢 5 「教示を怠った場合」か。「初めから…」だよな。

問題 17< 1 > 所感【易】行訴。抗告訴訟ってテーマが大きいけど、要は
処分性の判例だね。

- 肢 1 「輸入禁制品」、判例があったね。
- 肢 2 「交通反則金」、判例があったね。[近時 2019-8-5]
- 肢 3 「水道料金」の改定、判例があったね。。
- 肢 4 「登録免許税の過大納付」、判例があったね。[近時 2023-19-1]
- 肢 5 「都市計画決定、工場地域指定」、用途地域の指定かな。判例が
あったね。[近時 2023-19-5]

問題 18< 5 > 所感【普】行訴。取消訴訟の出訴期間か…。[近時 2020-18]

- 肢 1 いや、ただし書きはあるはずだぞ…。
 - 肢 2 ん…、個人情報保護条例？判例かな…？
 - 肢 3 「出訴期間」の準用の話、よく出てくるよね。[近時 2022-17-5]
 - 肢 4 「行訴法 14 条 1 項の規定にかかわらず」？「審査請求を行った日
が基準日」？「行った日」だと結構早いんじゃないのかね…？
- 肢 5 あれ、行審法でこういう「告示」の話があったぞ、確か。

問題 19< 3 > 所感【普】行訴。差止め訴訟か…。

- 肢ア 「償うことのできない損害」「緊急の必要」…、これって仮の…
ではないのか？[近時 2017-18-3, 2018-19-A]
- 肢イ ん？そういう判例があったのかなあ…。[近時 2018-19-B, C]
- 肢ウ 「義務付けの訴えと同様」？申請型と非申請型の話？違うよね。[近
時 2020-19-5 参]
- 肢エ 判決効の話か…。しかも準用の話か…。[近時 2023-18-ウ]
- 肢オ 「提起する前」ではダメやったよね！

問題 20< 4 > 所感【易】国賠。判例じゃん。

- 肢ア 「国会議員が行う立法行為」って立法不作為を含むじゃん。
- 肢イ 「公権力の行使」って広いよね！[近時 2018-20-オ, 2022-20-3]
- 肢ウ あ、警察官の「外形」の判例だ！[近時 2020-20-エ, 2024-21-4]

本試験を受験された皆様、お疲れ様でした！頑張られましたね！

肢エ 「職務上尽くすべき注意義務」ね。あったね。[近時 2018-20-7I, 2022-20-1]

問題 21<4> 所感【易～普】国賠。これも判例じゃん。

肢1 「失火責任法」ね。「民法」に含まれるよね。

肢2 「求償」の話ね。あれ、「分割」だっけ？[近時 2023-21]

肢3 お！これもよく見る判例だ！

肢4 「費用の負担者」の話ね。

肢5 「特定」の話ね。[近時 2020-20-7]

問題 22<5> 所感【易】地自。でも、ほぼ憲法じゃん…。

肢1 そうだよな、としか言いようがない…。

肢2 これもそうだよな…って憲法やん。[近時 2021-23-2, 2024-24-2]

肢3 これも2と同じく憲法じゃん。[近時 2020-4-5 参]

肢4 うわ、これも…。

肢5 いやいや、それは違うわ。徳島市公安条例だよな（後で分かることとなりますが、多肢(問 42)でも出てますね…）。[近時 2022-24-5 参]

問題 23<2> 所感【普】地自。知事と議会か…、最近こういうトラブルをよく目にするよね。

肢1 「軽易な事項」「専決処分」「できない」？そんな訳ない…。[近時 2017-23-3]

肢2 そうそう「再議」は一般的拒否権の話やね。[近時 2018-23-ウ]

肢3 「内閣総理大臣」？いや違うやろ…。特別拒否権の話やね。[近時 2021-24-1]

肢4 う～ん、そうじゃなかったような…。

肢5 最近、こういう話があったよね…。[近時 2021-24-7]

問題 24<2> 所感【難】地自。関与の話か…。

肢ア う～ん、どうだったけ…。

肢イ う～ん、どうだったけ…。

肢ウ う～ん、どうだったけ…。[近時 2020-23-5]

肢エ う～ん、どうだったけ…。

問題 25<3> 所感【易】総合。建築に関わる紛争か…。

肢1 タヌキの森！違法性の承継。「…限定される」？違うやろ…。[近時 2023-8-ウ, 2024-8-4]

本試験を受験された皆様、お疲れ様でした！頑張られましたね！

肢 2 確認の留保、品川マンションか。「…限られる」？う～ん…。

肢 3 これ、記述でも出てたヤツやん！[近時 2020-17-㍿]

肢 4 訴えの変更か…？

肢 5 え？これで「認められない」ってオカシイ…。[近時 2018-20-7]

問題 26<4> 所感【難】 総合？情報公開法か、情報通信でやったな…。

肢 1 「新たな別の行政文書を作成」？？そうかな…。

肢 2 「行政文書」の定義か…。(こういう感じの問題は、去年(2024 年)も公文書管理法で出ていたような…。)

肢 3 どうだったけ…？

肢 4 そうなん。

肢 5 「新たな別の文書を作成」？？そうかな…。1 に似てるな…。

民法

問題 27<3> 所感【易】 民法総則。行為能力。

肢1 「同意に代わる許可」か…。

肢2 後見・保佐・補助が重なっちゃマズいよね…。

肢3 どっちも保佐人の同意を要する行為じゃなかったかな。

肢4 あーあー、例の詐術。※記述式で「危ない」！[近時 2020-27-5]

肢5 そうだったよね。[近時 2020-27-4]

問題 28<3> 所感【難】 民法総則・親族。代理だけど…。

肢ア 任意後見契約？でも、(法定)後見人の代理権が限定されるのはオカシイ…。

肢イ 復任権。そうだったよね…。

肢ウ 何か商法で別の話があったように思うけど(商 504)、民法ではどうだったけ…？

肢エ 代理権消滅後の表見代理やね。任意・法定で区別はあったのかな？

肢オ 制限行為能力者が法定代理人になってる場合…。

問題 29<5> 所感【易】 物権。即時取得か…。

肢ア 「相続」は取引行為ちゃうやん。

肢イ 「未成年者」つまり制限行為能力者の場合だよね。

肢ウ 自動車登録済みか否かで話が違ったよな…。

肢エ ※これ、場面が分からん！(だからボツ問、と言うことではないと思いますが…)

肢オ いったん占有改定。でも、その後現実の引渡し。ならばOKやん。
[近時 2020-28-7]

問題 30<5> 所感【難】 担保物権。譲渡担保、所有権留保…。

肢1 これって「解除後の第三者」じゃん。動産の話だけど。

肢2 動産「売買」の先取特権と動産「保存」の先取特権の優先関係…。

肢3 動産「売買」の先取特権と動産「質権」の優先関係か…。

肢4 これは 333 条の追及力の話だね！[近時 2020-28-ウ, 2023-29-4]

肢5 何か見たような、複雑だな…。[近時 2023-29-5]

問題 31<2> 所感【難】 債権総論。ようやく出た債権譲渡の第三者対抗要件関係の問題。だけど難…。

肢1 「到達する前」なら、債務者が文句言えるじゃん(抗弁)。

肢2 え、「同時到達」か…。

本試験を受験された皆様、お疲れ様でした！頑張られましたね！

- 肢3 これも「同時到達」で、供託された場合か…。
- 肢4 「到達する前」の相殺適状ってことでしょ？
- 肢5 「到達後」の契約不適合による損害賠償請求の相殺か…。

問題 32<2> 所感【普～難】 債権総論。連帯債務か…。

- 肢1 事前通知なし、事後通知もなし…。え、どうなるんだろ？
- 肢2 事前通知なし。その通知を受けなかったBにはCに対する反対債権がある…。ならば、Bは相殺を言えるんじゃないかな…。
- 肢3 「Aの負担部分 200 万円についてのみ」？どうだっけ？
- 肢4 「免除」の絶対効かな。どうだっけ？
- 肢5 「時効の完成」の絶対効かな。どうだっけ？

問題 33<3> 所感【難】 債権各論。消費貸借か…。

- 肢ア 書面によってっていうのは OK だ、確か。解除、損害賠償請求、する方とされる方が逆では？
- 肢イ 準消費貸借かな。利息制限法(よく「利限法」って略します)の上
限利率超過部分に限りで無効になる？
- 肢ウ 原則・例外が逆やろ。[近時 2022-33-1]
- 肢エ 契約不適合ね。「利息付きか無利息かにかかわらず」？
- 肢オ 「返還時期の定めなし」で「利息付きか無利息かにかかわらず」
貸主はいつでも返還請求できる？

問題 34<4> 所感【普～難】 債権各論。おお不当利得か…。

- 肢1 即時取得？193, 194 条？何か出てたぞ…。でも、「甲の使用利益相当額」？何だか他人物売買の解除の時みたいだな…。
- 肢2 あ、こっちが他人物売買の解除か。「甲の使用利益相当額」の返還義務あるよね。[近時 2022-31-4]
- 肢3 うそうそ、不法原因給付じゃん、返還請求ダメじゃん。
- 肢4 あ、例の話だね。所有権に基づくとしても、不法原因給付だから返還請求はダメ、と…。待てよ「所有権移転登記手続が未了」か…。
- 肢5 ？

問題 35<3> 所感【普】 親族。認知か…。

- 肢1 そうだったよね、確か…。
- 肢2 そうだったよね、確か…。
- 肢3 あれ？遡及効があったはず。
- 肢4 そうだったっけ、どうだったけ…。
- 肢5 そうだったよね、確か…。

商法

問題 36< 1 > 所感【難】 商行為。交互計算？

※無理だと思います…。

会社法

問題 37< 5 > 所感【難】 設立。でも…。

肢 1 「記名押印…していないものの、実質的に設立を企画し尽力した者」ならば擬似発起人なのだろうか…？

肢 2 「発起人は」「直ちに…株主となる権利を失う」？[近時 2019-37-I]

肢 3 「当該現物出資財産を給付した引受人は、発起人及び設立時取締役と連帯して」「不足額を…」。発起人だけじゃないの？「当該現物出資財産を給付した引受人」というのは、発起人ではない者を言ってるの？[近時 2018-37-7, 2021-37-1]

肢 4 発行可能株式総数と混乱させようとしてる？

肢 5 「募集」だから「創立総会を招集しなければならない」よね。でも、時期についてはどうだったかな…？→消去法で絞れる？

問題 38< 5 > 所感【普～難】 取締役会。あ、引っ掛けだ！

肢 1 そうだったよね、確か…。

肢 2 そうだったよね、確か…。[近時 2019-40-5]

肢 3 そうだったよね、確か…。[近時 2019-39-7]

肢 4 これは、講義で何回も強調していたよね…。[近時 2019-39-I]

肢 5 ん？「みなされる」じゃないはずだぞ。願わくば、これで判断できることを…。[近時 2019-39-才]

問題 39< 4 > 所感【難】 監査役及び監査役会？うわ～。

肢 1 そうだろうなあ…。

肢 2 そうだろうなあ…。

肢 3 これは、そうだろうね。

肢 4 「監査役会設置会社」の「常勤の監査役」は「株主総会の決議で選任」？

肢 5 ん？

問題 40< 3 > 所感【難】 株券単体？うわ～。

肢ア 「第三者」への対抗要件？

肢イ 自己株式の処分？

本試験を受験された皆様、お疲れ様でした！頑張られましたね！

肢ウ 確かそうだったような…。

肢エ ん？

肢オ う～ん、分からん…。

多肢選択式・憲法

問題 41<ア 5、イ 10、ウ 19、エ 13> 所感【易～普】（3／4）人権。

最新判例だ。直前の得点力アップで出てきたような…。

空欄ア 「憲法 13 条」と来て「人格的〇〇」と来たら「生存」でしょう。

空欄イ 2 回目のイの前にある「不妊手術」から推測できる。

空欄ウ 憲法 13 条の話なんだから、人権の不可侵？国民の権利？人格の自律？公共の福祉？…う～ん「個人の尊厳」かなあ。

空欄エ 1 回目のエの直前に「本件規定の」とあるから「目的」じゃないの？

多肢選択式・行政法

問題 42<ア 3、イ 6、ウ 19、エ 16> 所感【易】（3／4）え？憲法じゃ

ん。徳島市公安条例事件じゃん。さっきも出てたじゃん。

空欄ア 要するに形式論だけで判断するんじゃないよ、ということだよ
ね。

空欄イ 何回も出てくるね。1 回目のイで「趣旨」と来たら「目的」っ
ていうリズムで入れられるね。「シュ モク ナイ コウ！」2 回目
のイの後に「意図」という言葉が来ているから「目的」がしっく
り来るね。

空欄ウ 1 回目のウで、齟齬とか不一致とか、そういう言葉が入ること
が十分窺える。

空欄エ 「それぞれの普通地方公共団体…」と来たら「地方のそれぞれの」
という意味合いの言葉が来るよな…。

問題 43<ア 4、イ 11、ウ 20、エ 15> 所感【普】（2／4）行訴、最新

判例。これも得点力の憲法で見たな…。でも、行政法やしな…。地位確
認の訴えということは「実質的当事者訴訟」かな…？

空欄ア 「ア」に関する確認の訴え、ということだから、公法上の法律
関係かな？国籍とかの判例でも、そういった言葉が出て来ていた
ように思うし…。※昨年（2024 年）も問 43 でも出ていた！

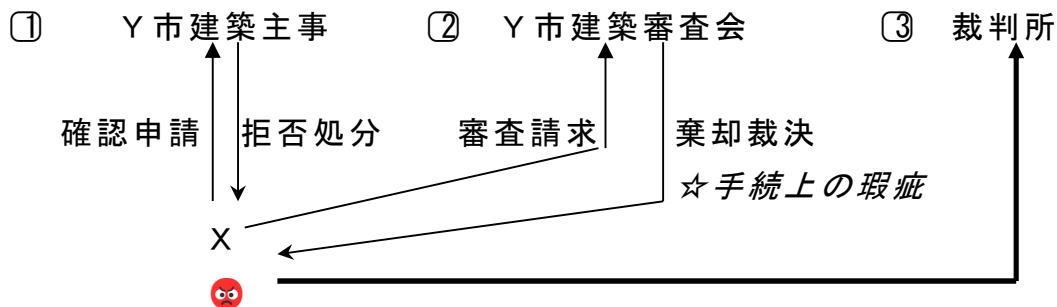
空欄イ 「請求は理由がなく」ならば、却下じゃなくて棄却だよな。

空欄ウ 何が「確定した場合」なんだろう…。確認の訴えなんだから「確
認の判決」だろうね。

空欄エ 「解決するために」とあるから「解決に役立つ」な手段という
ことなんだろうな…。

記述式・行政法

問題 44 所感【普～難】今年も行訴か。Xは「手続上の瑕疵を主張して抗告訴訟を提起したい」のだね。



- ① 「手続上の瑕疵」なんですよ。「どのようなもの」って言ったって、それ以上何を書けば…？
- ② 誰を被告として…、また被告適格を聞いてきている！いつもじゃん。「Y市建築審査会」だから、行訴11I「処分の取消しの訴え当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体」∴Y市！
- ③ どのような抗告訴訟？取消訴訟じゃないの？建築審査会が出した棄却裁決に対する不服の申立てなのだから、裁決取消しの訴えだよね…。→ ここで一瞬頭を過ったのは、原処分主義（2015-44）とか裁決主義とかの言葉。

記述式・民法

問題 45 所感【普】民法総則・親族。出た、110条趣旨類推！

- ① Aの配偶者B。Bは代理なくAの高級腕時計甲をCに売却。理由は「(B)自身の海外旅行費用に充てるため」
→日常家事債務？
- ② 判例は「民法110条の趣旨を類推適用して相手方保護を図る」←お分かりのとおり、とてつもないヒント！
- ③ 「どのような場合に」
→判例の言い回しはどうだったか…。
☆要件を聞いている！記述式民法「お得意」の問題。

問題 46 所感【普～難】債権各論。事務管理だろうな。

- ① Aは、隣人Bの家の火災につき、その消火のためにAの消火器を使って消火活動開始！
- ② ①「どのような法的根拠に基づき消火活動継続」の義務を負う？
→頼まれたという事情は見当たらない。ならば、事務管理でしょ。
- ③ Aは消火器を使ったため、新たな消火器購入の必要。Bに対し、その費用の償還請求をしたい（費用を返せ！）。

本試験を受験された皆様、お疲れ様でした！頑張られましたね！

④ ②「どのような法的性質を有するもの」??

→事務管理ときたら、報酬でも損害賠償でもなく、有益費でしょ。

※1 厳密な文言の話を。「有益な費用」（民法 702 I）には「有益費」のほか「必要費」も含まるとされています（ 潮見佳男「民法（全）〔第3版補訂版〕」（有斐閣、2025年）p. 487）。なので、「有益費」よりも広い概念だと考えられています。

※2 同様の説明は、内田貴「民法Ⅱ〔第3版〕債権各論」（東京大学出版、2011年）p. 558 でもあります。なお、そこで用いられている‘略称’は「有益費用」です。

※3 その他、我妻榮ほか〔著〕「我妻・有泉コンメンタール民法〔第7版〕総則・物権・債権」（日本評論社、2021年）p. 1425 も見ました。「保存費、必要費を当然含むといってよい」とされています。

本試験を受験された皆様、お疲れ様でした！頑張られましたね！

基礎知識・諸法令

問題 53<5> 所感【易】 去年(2024年)に続けて行政書士法から出たね。

肢ア 戒告できるよね(行政書士 14①)。

肢イ 法定年数って言うけど、業務停止できるよね(同条②)。

肢ウ 総務大臣？(行政書士 14の2Ⅰ③)

肢エ 抹消すべきやろ(業務禁止(行政書士 14③)→欠格事由(同2の2⑥)、
連合会による登録の抹消(同7Ⅰ①))。

問題 54<2> 所感【易】 今年は戸籍法か(去年(2024年)は住民基本台帳
法から)。(今後は行政書士法+住基法 or 戸籍法かな…?)

肢ア 14日やろ…(届出の経験をされた方もいらっしゃると思います)
(戸籍 49Ⅰ)。

肢イ そのとおりだと思う(戸籍 49Ⅱ①)。

肢ウ 記載事項だと思う(戸籍 49Ⅱ②)。

肢エ そうだと思うけど…(戸籍 49Ⅲ)。

肢オ そうでしょう(戸籍 50Ⅰ)。※昔、悪魔ちゃん？30年ほど前…。

以 上